

## 平成23年度運用状況 目次

### 情報公開制度

#### 情報公開制度の運用状況

1	情報公開請求の概要	1
2	公開手数料等の歳入	3
3	情報公開請求件数	5
4	情報公開請求の所管別内訳	6
5	情報公開請求の状況	7

#### 情報公開運営審議会の状況

1	情報公開運営審議会委員	40
2	審議会の開催内容	41

	情報コーナーでの刊行物販売	42
--	---------------	----

### 個人情報保護制度

#### 個人情報保護制度の運用状況

1	個人情報保護制度の概要	44
2	写しの作成費用等の歳入	46
3	個人情報保護に関する条例運用状況	46
(1)	個人情報に係る業務の新規届出	46
(2)	個人情報に係る業務の変更・廃止届出	47
(3)	個人情報に係る本人以外収集の諮問	47
(4)	個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問	47
(5)	個人情報に係る目的外利用の諮問	48
(6)	個人情報に係る外部提供の諮問	48
(7)	通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問	49
(8)	請求受付件数	50
(9)	請求に対する決定	50
(10)	不服申立て件数	50
(11)	不服申立てによる決定件数	50
(12)	外部委託処理に係る諮問	51
4	個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数	55

5	個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳	56
6	個人情報の開示・訂正等請求の状況	57
7	個人情報不服申立て一覧	68

#### 個人情報保護運営審議会の状況

1	個人情報保護運営審議会委員	70
2	審議会の開催内容	70

### 情報公開・個人情報保護不服審査会

#### 情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

1	情報公開・個人情報保護不服審査会委員	72
2	審査会の内容	72
3	不服審査会への諮問の状況	73
4	答申の状況	73

# 個人情報保護制度

# 平成23年度個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度とは、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成23年度の開示等請求数は29件で、前年度の24件から5件増加しました。今年度の請求の6割が「自分の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

### (1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

### (2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の全ての実施機関が、統一的な基準で取り扱うこととしています。

### (3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

#### 直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

#### 必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

#### 要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものに関しては原則として収集できません。

#### 業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは、個人情報保護運営審議会に報告し、告示のうえ、総務課(情報コーナー)で保管・公表するものとしています。

### (4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

#### 目的外利用及び外部提供の制限

個人情報は、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目

外的利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

#### 電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報、電子計算機処理ができません。

#### 通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

#### 外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報について必要な措置(秘密保持の義務、第三者への情報提供禁止等)を講じなければなりません。

受託者も、受託した業務の個人情報を複製や加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

### (5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

#### 開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

#### 訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

#### 消去の請求

自己に関する情報が収集の制限を越えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

#### 目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が、条例第7条の規定に基づかずに目的外利用又は外部提供されたときは、目的外利用又は外部提供の中止請求をすることができます。

### (6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不

服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

## 2 写しの作成費用等の歳入

条例第18条により、個人情報の開示に係る手数料は無料となります。写しの作成及び送付に要する実費徴収額として、請求者から納付された金額は下記のとおりです。

写しの作成及び送付に要する実費として納付された額

種 別	金 額 (円)
作成費用 (白黒コピーでA3まで1枚10円。その他のサイズは作成代の実費)	3,340
送付費用(郵送代の実費)	0
合 計	3,340

## 3 個人情報保護に関する条例運用状況

### (1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 1件

No.	事業の名称	業務開始年月日	所管課名
1	子育て総合支援センター事業	平成20年10月1日	子ども総務課

## (2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項)

1件

No.	事業の名称	変更後の利用目的	変更前の利用目的	保存方法の変更	変更の理由	変更年月日	所管課名
1	自治会関係業務	自治会集会施設等補助金の交付、自治会活性化補助金の交付、自治会調査・要望、市の事業に伴う協力依頼、通知、案内状	会議・報償金の交付及び市の事業に伴う協力依頼、通知、案内状	「文書での保存」から「文書、電子データでの保存」に変更	業務の担当課が変わったのに合わせ、個人情報を取扱う目的と保存方法を精査したため	変更 H23.6.15	市民協働課

## (3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号)

1件

No.	諮問件名	収集する個人情報	収集する理由	収集する相手	諮問年月日	答申	所管課名
1	『東村山市契約における暴力団排除に関する合意書』の締結に伴う警視庁への個人情報の外部提供及び本人以外からの収集	暴力団員又は暴力団員と関係をもつ者の氏名、住所、性別、生年月日、勤務先、役職、暴力団員の該当性に関する内容	市の契約から暴力団を排除するために、入札参加資格をもつ個人又は法人の役員・使用人が暴力団員又はその関係者でないかを確認する必要があるため	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長	H23.9.5	可	契約課

## (4) 個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問(条例第6条第2項)

0件

## (5) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号)

1件

No.	諮問件名	利用する個人情報	目的外利用をする理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託	・身体障害者手帳1、2級所持者 ・愛の手帳1、2度所持者 ・要介護1以上認定者 上記の者の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、手帳記載情報、介護認定情報、ヘルパー利用の際の事業者名等	複数課でそれぞれ保有する左記の情報を地域福祉推進課に集約して台帳化することにより、災害等緊急時に迅速な情報提供と避難支援が可能となるため	H23.12.19	可	地域福祉推進課

## (6) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号)

1件

No.	諮問件名	提供先	外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	『東村山市契約における暴力団排除に関する合意書』の締結に伴う警視庁への個人情報の外部提供及び本人以外からの収集	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長	市の契約の入札参加資格をもつ個人又は法人の役員・使用人が、暴力団員又は暴力団員と関係をもつ者であると思われるときに「当該人物の氏名、住所、性別、生年月日、勤務先、役職」を左記に提供して暴力団員等であるか照会する	市の契約から暴力団を排除するために、入札参加資格をもつ個人又は法人の役員・使用人が暴力団員又はその関係者でないかを確認する必要があるため	H23.9.5	可	契約課



## (7) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号)

2件

No.	諮問件名	提供先	通信回線を使って外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	土地家屋評価資料作成業務委託における受託者へのオンライン接続による個人情報の提供	株式会社パスコ東京支店	土地・家屋の所有者氏名、住所、所在地番、地目、課税地積、非課税地積、登記地積	株式会社パスコがLGWAN-ASPサービス提供者に認定され、LGWANに接続可能となったため、これまで記録媒体を使って個人情報を貸与していたものを、LGWANを使った送信に切り替えるもの	H23.6.22	可	課税課
2	市税等の口座振替データのオンライン接続による外部提供	AGS株式会社	市税・介護保険料・保育料・児童クラブ使用料・後期高齢者医療保険料・廃棄物処理手数料・市営住宅使用料の口座振替を希望する者の口座情報、引落金額、納税義務者氏名、納税通知書番号、賦課年度、税目コード、期別	これまで口座振替依頼データを記録媒体に保存してAGS株式会社に貸与していたが、市の基幹システムの入替えにより記録媒体が使用できなくなるため、LGWANを使った送信に切り替えるもの	H24.2.14	可	納税課

**(8)請求受付件数(条例第11条第1項、第12条、第13条、第14条) 30件**

個人情報の開示等の請求	30件
同 訂正の請求	0件
同 消去の請求	0件
同 目的外利用・外部提供中止の請求	0件

**(9) 請求に対する決定(条例第16条) 30件**

開示件数	14件
部分開示件数	8件
非開示件数(個人情報不存在を含む)	6件
存否応答拒否件数	0件
取下げ件数	2件

**(10)不服申立て件数(条例第19条第1項) 0件**

**(11)不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項) 1件**

「7 個人情報不服申立て一覧」を参照

## (12)外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項)

12件

No.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問年月日	答申	所管課名
1	ほんちょう保育園内子育てひろば(ほほえみ子育てひろば)業務委託	社会福祉法人 村山苑	平成23.4.1に開設した民設民営の認可保育園「ほんちょう保育園」内に、乳幼児を子育て中の親子の交流や子育て相談の場である「ほほえみ子育てひろば」を設け、運営を社会福祉法人に委託する。	H23.5.11	可	子ども総務課
2	東村山市青葉地域センター管理業務委託	青葉地域センター運営委員会	青葉町に市直営施設として青葉地域センターを設置し、管理業務の一部である使用料徴収義務や軽易な管理業務を、地域住民で構成された「青葉地域センター運営委員会」に委託する。	H23.5.11	可	市民協働課
3	家屋評価調書ファイリングシステム導入業務委託	株式会社 ダイショウ(諮問時は未定)	これまで紙の書類で保管していた家屋評価調書(家屋調査表・家屋計算書・家屋評価図面・家屋平面図など)をスキャナーで読み込んで画像データにし、検索できるようにシステム化する業務を委託する。	H23.6.22	可	課税課
4	乳児家庭全戸訪問事業業務委託	市が個別に契約する保健師・助産師	生後4カ月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの聞きとり、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握などを行う事業を保健師及び助産師に委託する。	H23.9.5	可	子育て支援課

5	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種業務委託	社団法人 東村山市医師会	65歳以上の接種希望者への肺炎球菌ワクチン予防接種業務を東村山市医師会に委託する。接種は医師会加入の各医療機関が行い、被接種者から自己負担額(市補助額を引いた額)の支払いを受ける。各医療機関は実績報告書を医師会に送付し、医師会がそれを取りまとめて市に提出する。市は接種人数に応じて委託料を支払う。	H23.9.5	可	健康課
6	要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託	株式会社 内田洋行	災害時の迅速な情報提供や支援のため、要援護者(日常の見守りや災害発生時に支援が必要である方)の情報を集約した要援護者台帳管理システムを導入する。システム導入作業及び保守管理作業を委託する。	H23.12.19	可	地域福祉推進課
7	児童相談支援システム新規導入作業及び保守管理業務委託	株式会社 北日本コンピューターサービス(諮問時は未定)	現在手書きで管理している子ども家庭支援センターの相談記録をパソコンで記入できるようにし、検索等の利便を高めるため、児童相談支援システムを導入する。これまでの手書きの記録をシステムに入力する作業は子育て支援課職員が行う。システム導入及び保守管理作業を委託する。	H23.12.19	可	子育て支援課

8	居宅生活移行支援事業 業務委託	財団法人 ソーシャルサービス協会 東京事業本部多摩支所	居宅生活移行支援事業(安定した住居のない生活保護受給者を無料低額宿泊施設に入所させ、安定した居宅確保に向けた支援や、基本的な生活習慣の定着に向けた支援などを行う事業)を、市内に宿泊施設「東村山ソーシャルホーム」を持つ法人に委託する。	H23.12.19	可	生活福祉課
9	動画制作業務委託	株式会社 ジュピターテレコム関東メディアセンター、株式会社 共映東京本部(諮問時は未定)	市内で開催される各種イベント等の様子を市ホームページで配信するために、動画制作業務を委託する。 (今後同種業務を行う各課を代表して広報広聴課が諮問を行った)	H23.12.19	可	広報広聴課
10	東村山市税コンビニエンス・ストア収納代行業務委託の税目拡大	りそな決済サービス株式会社	軽自動車税のみ可能だったコンビニエンス・ストアでの納付を、市・都民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料まで拡大し、収納業務を委託する。	H24.2.14	可	納税課
11	秋水園とんぼ工房運営業務委託	とんぼサポーター2(市民団体)	とんぼ工房は秋水園内にある施設である。ごみ減量の啓発活動の一環として、粗大ごみに出された家具の再生、木工品の製作・販売、木工教室の開催などを市と市民団体の協働で行ってきた。この運営を市民団体へ委託する。	H24.2.14	可	ごみ減量推進課

12	法律相談・税務相談業務委託	東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(法人への委託)、東京税理士会東村山支部所属の税理士(個人への委託)	毎月行っている市民向け法律相談・税務相談は、業務に従事した弁護士・税理士へ謝礼として報償費を支払う形で実施してきた。これを弁護士会(法人)への委託及び税理士会所属の税理士(個人)への委託に切り替える。	H24.2.14	可	生活文化課
----	---------------	--	--	----------	---	-------

#### 4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

請求件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 (月間同一人判定)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消去・ 中止の拒否	検討中 (注4)	取下げ	その他
4月	1	1	1		1								
5月													
6月	6	6	7	2	2		1					2	
7月	1	1	1	1									
8月	2	2	2				2						
9月	2	2	2	1	1								
10月													
11月	3	3	3	1	2								
12月	3	3	3	2			1						
1月	3	3	3	2	1								
2月	3	3	3	1			1						
3月	5	5	5	4	1		1						
合計	29	29 (0)	30	14	8	0	6	0	0	0	0	2	0
比率(%)	-	-	100%	46.7%	26.7%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%	0.0%

(注1) ( )内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。

(注4) 月末時点において開示決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

### 5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会事務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	経営政策部	企画政策課		
		行政経営課		
		広報広聴課		
		政策法務課		
		財政課		
	総務部	総務課		
		人事課		
		職員課		
		管財課	1	3.3%
		契約課		
		情報システム課		
	市民部	市民課	18	60.0%
		市民協働課		
		生活文化課	1	3.3%
		課税課	1	3.3%
		納税課	1	3.3%
		産業振興課		
		防災安全課		
	健康福祉部	地域福祉推進課		
		生活福祉課		
		高齢介護課	1	3.3%
		障害支援課	5	16.8%
		健康課		
		保険年金課	2	6.7%
	子ども家庭部	子ども総務課		
子育て支援課				
子ども育成課				
児童課				
子育てエリア担当				

実施機関	所管名	件数	比率(%)		
市長	資源循環部	ごみ減量推進課			
		計画担当			
		施設課			
	都市環境部	都市計画課			
		用地・事業課			
		みどりと環境課			
		道路管理課			
		下水道課			
		まちづくり推進課			
		交通課			
教育委員会	教育部	庶務課			
		学務課			
		指導室			
		(学校)	小学校 中学校		
		社会教育課			
		市民スポーツ課			
		国体推進室			
		図書館			
		公民館			
		ふるさと歴史館			
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局				
農業委員会	農業委員会事務局				
監査委員	監査委員事務局				
固定資産評価審査委員会					
合 計		30	100.0%		



## 6 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	所管課	請求年月日	請求内容	決定月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	備考
1	市民課	H23.4.12	請求者本人の転出・転入届 (前住所地からの転出届は H22.6.26、東村山市への転 入届はH22.6.27提出のもの)	H23.4.18	部分開示	閲覧	請求者本人の転入届(異 動日がH22.6.27付のもの)	転入届のうち「届出人の種 別・氏名・印影・電話番号、 転入する方の続柄の一部」 は、第11条の2第2号「開示請 求者以外の個人情報」に該 当し非開示  「転出届」は前住所地の市役 所で保管しているものであ り、東村山市には存在しない ため非開示	
2	保険年金課	H23.6.2	H23.1月～2月分の本人の診 療報酬明細書	H23.6.8	開示	写しの交 付	請求者本人のH23.1月診 療分及びH23.2月診療分 の診療報酬明細書		
3	市民課	H23.6.15	ア、請求者本人の戸籍に関 する証明書等の申請書 (H23.4.1～H23.6.15の 期間) イ、請求者本人の印鑑登録 がなされているか否かの 記録。 仮になされていた場合 は、印鑑登録日から H23.6.15までの期間の 印鑑登録証明書交付申 請書	H23.6.20	非開示 (個人情 報の不存 在)			該当記録が存在しないため (調査期間内に戸籍に関す る証明書の交付、印鑑登録 の事実なし)	

4	障害支援課	H23.6.17	ヘルパーの事業所から市へ出される実績報告書(H23.1月分から最新まで)						開示決定したが請求者が受け取りに来ず、9/14に不要になったと連絡があり取下げ
5	市民課	H23.6.21	請求者本人の住民基本台帳カードの交付申請書	H23.6.29	開示	閲覧	請求者本人の住民基本台帳カード交付申請書		
6	市民課	H23.6.24	請求者本人に関する転入届、印鑑登録申請など市民課に提出された届出書類	H23.7.1	部分開示	写しの交付	請求者の名前で市民課に提出されている書類(住民異動届【転入】・転出証明書・委任状・印鑑登録申請書・委任状【2通】・回答書)	「同左の書類を提出した代理人が身分証明のために提示した国民健康保険証の記号番号・有効期限年月日」は第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	本人の知らないうちに虚偽の転入届等が市に出されたとの申出により、開示請求に至ったもの
	保険年金課	H23.6.24	請求者本人の国民健康保険加入の届出など保険年金課に提出された届出書類	H23.6.29	部分開示	写しの交付	請求者の名前で保険年金課に提出されている国民健康保険加入関連の書類(住民異動届・委任状・代理人が身分証明のために提示した国民健康保険証のコピー)	「同左の書類を提出した代理人が身分証明のために提示した国民健康保険証の記号番号・有効期限年月日・資格取得年月日・交付年月日」は第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	

7	市民課	H23.6.30	氏の住民票の写しの交付記録(H23.6.16交付のもの)						「開示同意書」による任意の代理人による請求  開示決定したが請求者が受け取りに来ず、8/30に取りに行けないので取下げると連絡があり取下げ
8	課税課	H23.7.14	工事請負契約書(請求者が所有する建物の家屋調査表に資料でついているもの)	H23.7.19	開示	写しの交付	家屋調査表に添付されている工事請負契約書		新築・改築の家屋については、固定資産税賦課のために市職員が実地調査をし、家屋調査表等を作成する。その際に家屋所有者から参考資料として契約書の写しをもらい、添付していたものを開示した。請求者は家屋所有者のうちの一人。
9	市民課	H23.8.1	請求者本人の住民票の写しを本人以外の者に交付した記録(H22.8.1～H23.8.1の期間)	H23.8.23	非開示(個人情報不存在)			該当記録が存在しないため(調査期間内に住民票の写しの交付の事実なし)	交付記録の調査期間が1年間と長いため、8/29まで期間延長
10	市民課	H23.8.10	請求者本人の住民票の写しを本人以外の者に交付した記録(H23.2.7～H23.2.14の期間)	H23.8.22	非開示(個人情報不存在)			該当記録が存在しないため(調査期間内に住民票の写しの交付の事実なし)	

11	納税課	H23.9.2	東村山市在住の間の請求者本人の税金の納付記録(詳細なもの)	H23.9.14	開示	写しの交付	請求者の税の納付記録ア、H17年度収納分 ・収納一覧表 イ、H18年度以降収納分 ・納付済通知書 ・国民健康保険税過誤納金還付請求書兼領収書		
12	障害支援課	H23.9.26	請求者の父のH22.1.1から現在までの障害福祉のケース記録一式	H23.10.7	部分開示	写しの交付	請求者の父の身体障害者(児)更生指導台帳記録のうち、H22.1.1以降のもの	「市以外の関係機関の発言内容(6/15、7/8記録分)」は、開示すると関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる情報のため、第11条の2第6号「行政運営情報」のウに該当し非開示  「介護事業者の発言内容及び市の回答(11/5記録分)」 「介護事業者のケアプラン作成に関する記載(6/17記録分)」は法人の介護事業に関する情報であって、開示すると法人の社会的地位が損なわれるおそれがある情報のため、第11条の2第3号「法人情報」に該当し非開示	本人が来庁できる体調でないため、任意の代理人(子)による請求
13	市民課	H23.11.1	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.10.24～H23.11.1の期間)	H23.11.7	開示	写しの交付	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.10.24～H23.11.1の期間)		

	市民課	H23.11.21	請求者本人の住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票を交付した記録(H22.1.1～H23.11.21の期間)	H23.12.14	開示	写しの交付	<p>請求者本人の住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票交付記録(H22.1.1～H23.11.21の期間)</p> <p>ア、H23.3.29付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>イ、H23.4.1付戸籍に関する証明書等の申請書</p> <p>ウ、H23.4.1付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>エ、H23.4.15付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>オ、H23.4.21付戸籍に関する証明書等の申請書</p> <p>カ、H23.4.28付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>キ、カの交付申請書の委任状</p>		<p>交付記録を調査する期間が2年近くと長いとため、12/20まで期間延長</p> <p>部分開示1件として計上</p>
--	-----	-----------	---	-----------	----	-------	--	--	--

部分開示	写しの交付	<p>請求者本人の住民票の写し、戸籍謄抄本、戸籍の附票の交付記録(調査期間: H22.1.1～H23.11.21の期間)</p> <p>ア、H22.6.10付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>イ、H23.1.19付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>ウ、H23.3.29付住民票の写し等の交付申請書</p> <p>エ、H23.10.27付戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書</p>	<p>ア、イの記入事項のうち「住民票に記載が必要な方の氏名・生年月日[必要な方の氏名欄・生年月日欄]」、「住民票を使用する方の氏名・印影・記載が必要な方との関係・住所・電話番号・つかいみち[住民票はどなたが使いますか欄のすべて]」</p> <p>ウの記入事項のうち「住民票を使用する方の氏名・印影・記載が必要な方との関係・住所・電話番号・つかいみち[住民票はどなたが使いますか欄のうち「1.本人」欄を除く全て]」</p> <p>いずれも第11条の2第2号の「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示</p> <p>エの記入事項のうち「利用目的の種別欄のうち、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由の欄」は、開示することにより職務上請求をした司法書士の業務に支障が生じるおそれがあるため、また、「司法書士の印影」は開示することにより偽造のおそれがあるため、第11条の2第3号「法人情報」に該当し非開示</p>
------	-------	--	---

								「戸籍の附票の交付記録(H22.1.1～H23.11.21の期間)」は、調査期間内に戸籍の附票の交付の事実がないため、不存在	
15	市民課	H23.11.28	請求者本人の戸籍謄抄本を本人以外に交付した記録(H23.10.1～H23.11.28の期間)	H23.12.6	部分開示	写しの交付	請求者本人の戸籍謄本を本人以外の者に交付した記録(H23.10.1～H23.11.28の期間)	「戸籍に関する証明書等の申請書のうち、必要な方の氏名・生年月日、請求理由、請求者の住所・氏名・生年月日等」は第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	
16	市民課	H23.12.6	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.11.24～H23.11.25の期間)	H23.12.8	非開示(個人情報不存在)	写しの交付		該当記録が存在しないため(調査期間内に印鑑登録証明書の交付の事実なし)	
17	生活文化課	H23.12.12	請求者の娘の女性相談記録	H23.12.20	開示	写しの交付	請求者の娘の女性相談記録(H23.3月のもの3件、4月のもの1件)		本人が来庁できる体調でないため、委任状による任意の代理人(父)の請求
18	市民課	H23.12.27	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.11.1～H23.12.27の期間)	H24.1.18	開示	閲覧	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.11.1～H23.12.27の期間)		交付記録を調査する期間が2ヶ月近くと長いため、1/27まで期間延長

19	市民課	H24.1.4	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H20.3.1～H24.1.4の期間)	H24.1.11	部分開示	写しの交付	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H20.3.1～H24.1.4の期間)	「印鑑登録証明書の交付請求に来た代理人の本人確認書類(運転免許証)の番号」は第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	
20	市民課	H24.1.12	請求者の亡夫の過去5年分の印鑑登録の履歴及び最後に実印として登録した印影が確認できる書類	H24.1.18	開示	写しの交付	請求者の亡父の印鑑登録の履歴及び印影が確認できる書類		遺族による請求
21	市民課	H24.1.24	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.1.24～H24.1.24の期間)	H24.2.3	開示	写しの交付	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H23.1.24～H24.1.24の期間)		交付記録を調査する期間が1年と長いため、2/22まで期間延長
22	市民課	H24.2.1	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H21.3.9)	H24.2.3	開示	写しの交付	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H21.3.9)		



23	高齢介護課	H24.2.20	請求者の父の介護保険の認定調書	H24.2.22	部分開示	写しの交付	請求者の父の介護保険認定調査書	「介護保険主治医意見書及び当該意見書の内容が記載された部分」は作成した医師の個人情報を含むため、これから医師に開示に対する意見照会をした後に開示出来るか否かを決定する。照会前の現時点では第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	遺族による請求 請求者が書類の受け取りを急いでいたため、2/22の決定では医師への意見照会が済んでいない部分を非開示にして部分開示した。後日、医師から開示の了解を得たため、新たに全面開示の決定をした。
				H24.3.5	開示	写しの交付	請求者の父の介護保険認定調査書		3月の開示1件として計上。
24	市民課	H24.2.29	請求者本人の印鑑登録証明書の交付記録(H24.2.23～2.29の期間)	H24.3.5	非開示 (個人情報 の不在)	写しの交付		該当記録が存在しないため (調査期間内に印鑑登録証明書の交付の事実なし)	
25	市民課	H24.3.6	H20.7月に市民課に提出された請求者の母の転出届	H24.3.12	部分開示	写しの交付	H20.7月に市民課に提出された請求者の母の異動届(転出)及び委任状	「異動届中の届出人の印影及び届出人の本人確認資料の番号」は、開示請求者とその母以外の個人に関する情報であり、生前の母の知りえない情報である。従って相続人である開示請求者に開示することはできない。第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	遺族による請求

26	障害支援課	H24.3.9	H15年に亡くなった義理の姉(亡夫の姉)の心身障害者福祉手当の支給記録・支給口座がわかるもの。介護事業所(ヘルパー)の利用状況がわかるもの	H24.3.22	開示	写しの交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の介護事業所一覧</li> <li>・H14年度ヘルパー派遣世帯の一覧(義姉以外の派遣世帯名は除く)</li> <li>・義姉の心身障害者福祉手当支払状況(障害者福祉システムの画面コピー)</li> <li>・義姉の心身障害者福祉手当台帳(障害者福祉システムの画面コピー)</li> <li>・心身障害者福祉手当口座振込支払明細書(義姉、義母以外の口座情報は除く)</li> </ul>		<p>遺族による請求</p> <p>義理の妹からの開示請求。個人情報本人である義姉の兄弟、父母は既に死亡しており、義姉には夫・子がいなかったため、親族は請求者以外に残っていない。請求者に法律上の相続権等はないが、実際に義母及び義姉の面倒を見ていたのは請求者であったため、親族関係の実態を勘案し、遺族として請求を認められた。</p> <p>義姉の死亡月分の心身障害者福祉手当は義母名義の口座に支払われたため、この支払情報も開示している。</p>
27	管財課	H24.3.13	<p>S52.2.7に東村山市からに払い下げられた下記土地の払下価格がわかるもの。売買契約書もしくは公有財産管理運用委員会議事録</p> <p>東村山市野口町4丁目 番地 (宅地)、 (雑種地)</p>	H24.3.26	非開示(個人情報不存)	写しの交付		<p>売買契約書、公有財産管理運用委員会議事録ともに現在は永年保存しているが、S52年当時は永年保存でなかったため廃棄済であり不存</p>	<p>当該土地を相続した遺族による請求</p>

28	障害支援課	H24.3.16	身体障害者手帳取得申請時の診断書の控え	H24.3.19	開示	写しの交付	H2.9.18朝霞台中央総合病院脳神経外科 医師記載 第7号様式(第10条関係)身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)		
29	障害支援課	H24.3.26	身体障害者手帳取得申請時の診断書の控え	H24.3.30	開示	写しの交付	H21.11.6みわ内科クリニック神経内科 医師記載 第2号様式の3(第3条関係)身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)		

## 7 個人情報不服申立て一覧

諮問番号 (閲覧・中止等 請求の年度 - 通し番号)	不服申立ての経過・内容	実施機関	不服申立 て年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答 申 内 容	不服申立てに対する決定	
		原 処 分					決定・裁決 年月日	決定・裁決内容
平成22年 度第1号	<p>請求者(以下「甲」という。)は重度の障害を有する子を養育している。平成21年度に甲の子が小学校に入学し、教育委員会が支援員3名を雇用した。支援員は日替わりで子の支援につくため相互の連絡に使う連絡ノートを作成しており、このノートについて平成22年9月29日に甲から個人情報の開示請求がなされた。</p> <p>ノートには大きく分けて 甲の子に関してどのような支援を行ったかという事実の記載 支援員が他の子どもの支援にあたった記録や、クラスメートの氏名など他の生徒の個人情報 支援に関する支援員個人の感想 勤務条件に関する学校、市への要望が記載されていた。教育委員会は、 は東村山市個人情報の保護に関する条例(以下、「条例」という。)第11条の2第2号の「開示請求者以外の個人情報」に該当するため非開示、 は条例第11条の2第6号「行政運営情報」ウに該当し、開示すると関係当事者間の信頼関係が損なわれるため非開示として、平成22年10月12日付で部分開示決定を行い、 の部分のみを開示した。</p> <p>それに対し、同年12月9日付で甲から不服申立書が出された。上述の について非開示の理由は不当であり、開示すべきであるという内容である。</p>	東村山市 教育委員 会 部分開示	H22.12.9	H23.1.6	H23.7.19	<p>「支援に関する支援員個人の感想」の条例第11条の2第6号「行政運営情報」ウ該当性について</p> <p>「関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報」は、「公にしないことを条件に任意に提供された情報等」のように、開示することにより市と情報提供者との間の信頼関係が損なわれ、その後の情報収集や相手方の協力を得ることが困難になる等のおそれがある情報」と狭く解するべきであり、連絡ノートは職務上作成したもので、公にしないことを条件に任意で提供したものではなく、また、支援員は実施機関の一員であり、教育委員会と支援員との信頼関係が問題となることはないため、条例第11条の2第6号「行政運営情報」ウには該当しない。(教育委員会の主張を否定)</p> <p>「支援に関する支援員個人の感想」の条例第11条の2第6号「行政運営情報」エ該当性について</p> <p>支援員自身の内面的な部分に関する記載については支援員が不服申立人への開示を望まないことが想定される。</p>	H23.8.1	平成22年10月12日付で行った個人情報部分開示決定処分を取消し、新たに答申通りの形で部分開示する。

なお、平成23年4月18日に教育委員会が不服審査会に対し、非開示理由の追加を行っている。 の非開示理由として、条例第11条の2第6号「行政運営情報」工(当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報)にも該当するとしたものである。

このことから、支援員の意向に反して当該部分を開示すると支援員らの今後の協力を得られなくなるおそれがある。支援員の適性を有した者を保護者が探すのは難しく経験者は貴重な人材であることから、これらの者から協力が得られなくなると支援員配置費用補助事業の運営に支障が生じるおそれがあり、そうなった場合、肢体不自由児にとっての不利益は放置できないものがある。したがって条例第11条の2第6号「行政運営情報」工に該当する。(教育委員会の主張を認定)

「勤務条件に関する学校、市への要望」の条例第11条の2第6号「行政運営情報」工該当性について  
支援員と教育委員会との問題であることから甲への開示に特別の支障はなく、勤務条件等を甲に開示するのは有益と考えられるため、条例第11条の2第6号「行政運営情報」工には該当しない。(教育委員会の主張を否定)

## 個人情報保護運営審議会の状況

個人情報保護制度は、市民と市との間における個人情報の取扱いについてルール化し、市民の基本的な人権を守っていくことを目的としています。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、市長の附属機関である「個人情報保護運営審議会」を設置しています。審議会の委員は、市民及び学識経験者の7人で構成されています。

### 1 個人情報保護運営審議会委員

No.	区分	氏名	職業等	備考	
1	学識 経験者	うす い まさ こ 臼井雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	
2	学識 経験者	き むら しげ みつ 木村茂光	大学教授	H15.2.16就任	会長
3	市民	しま だ せつ お 嶋田節男	元会社員 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	会長職務代理
4	学識 経験者	た むら はつ え 田村初恵	損害保険会 社顧問	H23.2.16就任	
5	市民	つち だ し ろう 土田士朗	税理士、社 会教育委員	H21.2.16就任	
6	市民	はにゅうだ たか お 羽生田孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員	
7	市民	みとべ みず え 水戸部瑞江	民生委員、 児童委員	H23.2.16就任	

(敬称略・五十音順)

(任期:平成23年2月16日～平成25年2月15日)

### 2 審議会の開催内容

開催日	審議内容
第1回 H23.5.11	諮問第1号 ほんちょう保育園内子育てひろば(ほほえみ子育てひろば)業務委託 (子ども総務課)
	諮問第2号 東村山市青葉地域センター管理業務委託 (市民協働課)
第2回 H23.6.22	諮問第3号 家屋評価調書ファイリングシステム導入業務委託 (課税課)
	諮問第4号 土地家屋評価資料作成業務委託における受託者へのオンライン接続による個人情報の提供 (課税課)
第3回 H23.9.5	諮問第5号 乳児家庭全戸訪問事業業務委託 (子育て支援課)
	諮問第6号 『東村山市契約における暴力団排除に関する合意書』の締結に伴う警視庁への個人情報の外部提供及び本人以外からの収集 (契約課)

	諮問第 7 号	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種業務委託 (健康課)
第 4 回 H23.12.19	諮問第 8 号	要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに 要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託 (地域福祉推進課)
	諮問第 9 号	児童相談支援システム新規導入作業及び保守管理業務委託 (子育て支援課)
	諮問第 10 号	居宅生活移行支援事業業務委託 (生活福祉課)
	諮問第 11 号	動画制作業務委託 (広報広聴課)
第 5 回 H24.2.14	諮問第 12 号	東村山市税コンビニエンス・ストア収納代行業務委託の税目拡大 (納税課)
	諮問第 13 号	市税等の口座振替データのオンライン接続による外部提供 (納税課)
	諮問第 14 号	秋水園とんぼ工房運營業務委託 (ごみ減量推進課)
	諮問第 15 号	法律相談・税務相談業務委託 (生活文化課)

**情報公開・個人情報保護不服審査会**



## 情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

### 1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのしたけんじ 木下健治	弁護士
2	委員	つじよういち 辻洋一	弁護士
3	委員	こやまひろかず 小山廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

### 2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H23.4.4	・22 東不審諮問第1号「市立学校支援員の連絡ノート『生活の様子』に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て」の審査(申立人及び実施機関の口頭意見陳述)
2	H23.6.3	・22 東不審諮問第1号「市立学校支援員の連絡ノート『生活の様子』に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て」の審査 ・その他
3	H23.7.11	・東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会委員委嘱状の交付 ・会長選出 ・会長職務代理の指名 ・22 東不審諮問第1号「市立学校支援員の連絡ノート『生活の様子』に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て」の答申案検討 ・平成22年度東村山市情報公開・個人情報保護制度の運用状況等の報告

### 3 不服審査会への諮問の状況

今年度は、新たに出された異議申立てはありませんでした。

種 別	異議申立て件数	諮問件数
情報公開請求	0	0
個人情報開示等請求	0	0

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

### 4 答申の状況

平成22年12月9日に教育委員会に出された「個人情報の部分開示決定に対する異議申立て」について、平成23年1月6日に不服審査会へ諮問があり、平成23年7月19日に答申が出ました。